

令和元年度

廿日市市小規模下水道事業  
特別会計補正予算  
(第2号)

広島県廿日市市



議案第103号

令和元年度廿日市市小規模下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度廿日市市の小規模下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和元年12月3日提出

廿日市市長 松本太郎

第1表 債務負担行為

事	項
下水処理場等維持管理業務委託料（令和元年度分）	

期 間	限 度 額
令和元年度から 令和2年度まで	千円 5,122